

## ○ 事務又は事業に関する情報

### 【法14条7号（独法14条5号）柱書き関係】

<p>9</p>	<p>答申17（行個）2 「本人に係る薬事・食品衛生審議会副作用被害判定部会の議事録の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議事録の一部につき、委員の意見の内容を明らかにするものではないため、7号該当性を認めなかったもの</li> </ul>	<p>3 不開示情報該当性について (2) 本件不開示部分の不開示情報該当性 本件対象議事録部分は、aに係る副作用被害の判定（以下「本件判定事案」という。）について、判定部会事務局が症例経過並びに調査会が作成した判定調査表及び判定表（案）を説明し、それに基づき、委員が医薬品と副作用との関係、救済給付の対象か否か、副作用による健康被害の程度等について議論した部分であり、そのうち、委員の意見等が不開示とされている。（略） イ 本件対象議事録部分の2頁目の26行目6文字目から29文字目までの部分について 当該不開示部分は、判定部会の特定の委員（以下「特定委員」という。）の発言の一部であり、特定委員が本件判定事案についての意見を表明するに当たって、判定部会の資料の一部の記載に言及した部分である。 しかしながら、当該不開示部分には、特定委員の具体的な意見が記載されているわけではないことが認められる。また、特定委員が言及した判定部会の資料については、処分庁はこれを保有していないとしていることから、当該不開示部分を開示しても、開示請求者に他の委員の意見の内容が明らかになることもないと考えられる。これらのことを踏まえれば、当該不開示部分を開示しても、判定部会における今後の審議において、委員が救済給付請求者等にとって不利益な発言を控えるなど、委員による率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとは認められない。 また、諮問庁は、委員の発言内容を知った救済給付請求者等が当該発言者に対して誹謗、中傷等を行うといった事態が一度でも起きれば、委員の委嘱が困難を極め、副作用被害の判定の事務の遂行に支障を来すおそれがあるとも説明するが、当該不開示部分には特定委員の具体的な意見が記載されているわけではないことから、これを開示しても、開示請求者が判定部会の委員に対して誹謗、中傷等を行うとは考えられない。 したがって、当該不開示部分を開示しても、厚生労働省が行う医薬品副作用被害の判定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、当該不開示部分は、法14条7号の不開示情報には該当しないと認められる。</p>
<p>10</p>	<p>答申17（行個）4 「本人に係る人権侵犯被害申告シート等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談を実施した日や相談者への説明内容等の客観</li> </ul>	<p>2 不開示情報該当性について (2) 不開示情報該当性について 本件対象保有個人情報を見分したところ、不開示とされた情報は、特定の人権相談事件に関する、地方法務局における検討状況、検討経過及び対応の方針等が具体的に記載されているものと認められるので、当該情報は、法14条7号の「国の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当するものと認められる。</p>

	<p>的な事実経過や既に相談者自身に告げた内容については、基本的には相談者の知り得るところであり、評価・意見に係る情報を除けば、7号柱書きの不開示情報には該当しないと判断したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政処理上の目的で記載された情報であっても、保有個人情報に該当すると判断したもの</li> </ul>	<p>ところで、人権相談業務は、家庭、学校、職場等の様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多いものと考えられる。そして、強制力を持たない人権擁護機関の措置においては、関係者への説明、説得が重要な要素となるとの諮問庁の説明も十分理解できるところである。</p> <p>このような性質を有する人権相談業務に適切に対応するためには、法務局内部において、忌憚のない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要があるものと認められる。</p> <p>かかる必要性にかんがみれば、本件の文書④ないし文書⑦に記載された保有個人情報のような内部的な検討状況や検討経過等の情報のうち、意見・評価に係るものについても、これを開示することとなれば、法務局職員において、今後の事案検討に際し、検討内容が開示された場合の影響等を憂慮するあまり、率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由闊達な意見交換が行われなくなり、ひいては適切な事案処理に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、かかる意見・評価に係る情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し得るものと認められる。</p> <p>他方、相談を実施した日や相談者への説明内容等の客観的な事実経過や既に相談者自身に告げた内容については、基本的には相談者の知り得るところであり、評価・意見に係る情報を除けば、これを開示しても上記のおそれは生ぜず、法14条7号柱書きの不開示情報には該当しないものと認められる。(略)</p> <p>3 保有個人情報該当性について</p> <p>審査請求人は、本件開示決定において対象とされなかった、文書⑨の回答欄の下段のチェック欄及び結果欄に記載された情報が、開示請求者の保有個人情報に該当する可能性がある旨指摘しているところ、諮問庁は、当該情報は、法務局が統計処理等を行うために記載される、専ら行政処理上の情報であり、法2条2項ないし3項に規定する個人情報ないし保有個人情報に該当しない旨説明している。</p> <p>確かに諮問庁の指摘するように、専ら行政処理上の目的で記載された情報であっても保有個人情報には該当しない情報ということも想定し得るところであり、また、諮問庁から提示を受けて文書⑨の人権相談票の内容を確認したところ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとした記載部分は、統計処理などに用いられるものと認められる。</p> <p>しかし、諮問庁が保有個人情報に該当しないとした部分は、開示請求人に関して作成され、かつ、開示請求人の氏名が記載された1枚の人権相談票の一部に記載されているものであることから、同人権相談票に記載されている情報は、開示請求人の個人情報と見るのが自然であり、また、統計処理に供される部分も、統計処理前の当該人権相談票に記載された状態では、特定個人が識別できる情報と言うほかない。</p> <p>したがって、文書⑨の人権相談票のうち、諮問庁が保有個人情報に該当しないとした部分は、保有個人情報に該当すると認められ、当該部分を本件対象保有個人情報として、改めて開示決定等すべきである。</p>
11	答申17 (行個) 5, 6	2 不開示情報該当性について

<p>「国家公務員採用Ⅱ種試験における本人の個別面接評定票の一部開示決定に関する件外1件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別面接評定表に記載された試験官の氏名、気づいた点等の記録、評定項目ごとの評定、判定、判定の理由及び意見、総合判定について、7号柱書き該当性を認めたもの</li> </ul>	<p>(1) 3名の試験官の氏名</p> <p>人物試験における評価の信頼性、妥当性が確保されるためには、試験官が受験者との面接の過程で自由に記録を記載し、面接で観察したことや感じたことに基づいて率直な評定及び判定を行い得る状況が前提となっていると認められる。</p> <p>当該面接を担当した試験官の氏名が開示されれば、人物試験の結果に納得しない受験者等から当該試験官に対して、評価に対する質問や苦情、批判、いわれのない非難等がされるおそれがあることから、試験官による受験者に対する適切な評価を困難にするなど、人物試験の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。</p> <p>したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。</p> <p>(2) 受験者との面接の際の各試験官による評定項目ごとの気づいた点や感じた点についての記録</p> <p>受験者との面接の際の各試験官による評定項目ごとの気づいた点や感じた点についての記録が開示されれば、諮問庁が説明するとおり、記録の内容における表面的な不一致や表現上の不適切さ等が指摘されたり、記録の内容に対する質問や苦情、批判、いわれのない非難等がされるおそれがあることから、試験官が記録そのものを控えたり、一般的な表現に差し替えるなど、面接評価に係る記載内容が形骸化、空洞化し、受験者に対する適切な評価を困難にするなど、人物試験の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。</p> <p>したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。</p> <p>(3) 評定項目ごとの評定及び判定</p> <p>評定項目ごとの評定及び判定は、対象官職への適格性の程度の段階を記号で示したものである。</p> <p>この評定及び判定の信頼性、妥当性が確保されるためには、試験官が受験者との面接において観察したことや感じたことに基づいて、自由かつ率直に評定及び判定を行い得る状況が前提となっていると認められる。</p> <p>評定項目ごとの評定及び判定が開示されれば、諮問庁が説明するとおり、評定及び判定における表面的な不一致等が指摘されたり、評定及び判定に対する質問や苦情、批判、いわれのない非難等がされるおそれがあることから、試験官の観察や率直な意見が評定及び判定に反映されにくくなり、適正な評定及び判定並びに総合判定に支障が生じることが十分に予想されることから、人物試験の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。</p> <p>したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。</p> <p>(4) 判定の理由及び意見並びに総合判定の理由</p> <p>判定の理由及び意見並びに総合判定の理由が開示されれば、諮問庁が説明するとおり、これらの理由等の内容における表面的な不一致や表現上の不適切さ等が指摘されたり、理由等の内容に対する質</p>
--	---

		<p>問や苦情、批判、いわれのない非難等がされるおそれがあることから、試験官が理由等の記載を控えたり、一般的な表現に差し替えるなど、面接評価に係る記載内容が形がしい化、空洞化するおそれがある。</p> <p>また、総合判定の理由が開示されれば、総合判定が3名の試験官の合議により決定されることから、当該合議における率直な意見の交換が損なわれるおそれがある。</p> <p>したがって、受験者に対する適切な評価を困難にするなど、人物試験の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。</p>
○	<p>[参考答申]</p> <p>答申17（独個）1 「大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項に基づく本人に係る推薦書等の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推薦書につき、一般に、開示請求者以外の個人の情報であって、開示請求者本人の情報でもあるものについて、当該個人が開示請求者に開示することを承諾している場合には、2号ただし書き該当性を認めたもの</li> <li>・ 小論文の内容について、採点者のコメントや配点・減点などの書き込みがなく受験者が作成した答案用紙そのままの状態であれば、独個法14条5号柱書きないし同号ハの不開示情報に該当するとは認められないとしたもの</li> <li>・ 成績証明書等の個別点数の情報につき、独個法14条5号柱書きないし同号ハの不開示情報に該当するとは認められないと判断したもの</li> </ul>	<p>整理番号5の答申参照</p>
12	<p>答申18（独個）1 「東京大学前期日程入学試験理科一類における本人の</p>	<p>2 不開示情報該当性について （略） 異議申立人は、開示すると入学試験事務に支障を来すおそれのある</p>

<p>答案用紙の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 答案用紙に記載された問題ごとの素点について、独個法14条5号柱書き及び同号ハ該当性を認めたもの</li> </ul>	<p>部分（解答部分、コメント等）をすべて覆うなどの処置をして、答案用紙の科類、氏名及び受験番号と採点結果の得点のみを開示すれば、法14条5号柱書き及び同号ハに該当しないと主張する。</p> <p>これに対し、諮問庁は、問題ごとの素点を開示すると、問題別の配点、答案の採点方法・評価基準等に係る機微な事項が推測され、そのことが受験者の解答の仕方等にも影響を与え、加えて、他の受験者から同種の請求が多数出され、上記の憶測がより詳細かつ正確に行われることとなり、今後の入学試験における問題別配点の決定のみならず、答案の採点や評価の仕方、ひいては問題の作成方法にも影響を与えるおそれがあり、法14条5号柱書き及び同号ハに定める入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。</p> <p>さらに、諮問庁から聴取したところ、以下のとおり説明する。</p> <p>東京大学の入学試験は、その多くが記述式であるため、問題ごとの素点が開示されると、受験生や予備校等が情報を収集して集約するなどの動きが懸念され、入学試験の採点が、どのような評価基準や採点方法において行われるのかが推測されることとなる。これらの情報を特定の個人やいわゆる受験技術を開発する業者等が持つことは、受験生が入学試験対策を図る上で極めて有利になると考えられ、上記のような推測に基づく受験対策がされた場合、結果として、大学側の出題範囲が制限され、良質の問題を作成する上で著しい支障が生ずることが予想される。また、同大学の入学試験の結果（総得点及び科目別得点）については、平成17年4月に施行された個人情報保護法に基づき、多くの合格者を含む極めて多数の者から開示請求されたところである。</p> <p>以上の説明を踏まえ、当該入学試験に対する関心の高さと昨今の受験産業の状況にかんがみれば、当該入学試験について、受験生や予備校等ができるだけ情報を集めようとすることは、容易に推測することができる。また、受験生自身には、自己の解答の内容が分かっていることから、これと問題ごとの素点を照らし合わせることにより、採点者による評価基準や採点方法を推測することは、必ずしも正確な推測ではないとしても、不可能ではないと考えられる。</p> <p>これらの推測した情報を収集、集約して一部の受験生や予備校等が持つことは、これらの者やその関係者が受験対策を図る上で有利になると考えられ、今後の入学試験事務に関し、同大学による受験生の能力に関する的確な事実の把握が困難になるおそれがあると認められる。</p> <p>さらに、上記のような推測に基づく受験対策が広まった場合、大学側においては、受験生の能力を的確に把握するために、こうした受験対策のみでは容易に対応できない問題を作成する必要に迫られることが推測できる。したがって、結果的に大学側の出題範囲が制限され、問題の作成方法にも影響を与えるおそれがあるという諮問庁の説明に、特段不合理な点はない。</p> <p>よって、本件対象保有個人情報のうち、異議申立人が開示すべきであるとする本件答案用紙に記載された問題ごとの素点については、これを開示することにより、入学試験事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすお</p>
--	--

		<p>それがあり、法14条5号柱書き及び同号ハに該当すると認められるので、当該部分を不開示としたことは、相当である。</p>
13	<p>答申18（独個）6 「法科大学院入学試験の法律科目試験における本人に係る各科目の点数等の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の得点について、法14条5号ハ及び同号柱書きに該当しないとしたもの</li> </ul>	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(1) 中間段階の資料であることについて (略) 本件対象保有個人情報を異議申立人に開示することによって、どのような事情により法14条5号ハ又は柱書きに規定する支障が生ずるのかを具体的に明らかにしておらず、中間段階の資料であるということのみによって、直ちに法14条5号ハ又は柱書きに該当するということにはならないことから、当該説明は、首肯できない。</p> <p>(2) 総合審査の評価基準が判明することについて (略) このように、東京大学法科大学院の入学者選抜試験は、総合審査方式（AO入試）であり、上記①から⑤までの各要素の評価（得点）やその合計点などで合否が直接に判定されるものではなく、あくまでも複数の入学者選抜審査委員の合議によって最終的な判断が行われるものであるから、仮に、本件対象保有個人情報が本人に開示されたとしても、総合審査の評価基準が判明するとは認められない。</p> <p>(3) 審査担当者の率直な心証に影響を及ぼすことについて (略) まず、口頭説明において東京大学自身も述べているとおり、東京大学法科大学院の入学者選抜試験が総合審査方式であることは、学生募集要項にも明記されており、また、様々な機会を通じて受験生に周知を図っているとのことであるから、上記（2）の①から⑤までの各要素別の得点等の優劣は、それだけでは決定的な意味を持たないことは既知のことと考えられ、本件対象保有個人情報が開示され、高得点者であっても不合格になったり、あるいは、逆に低得点の者が合格していることが判明したとしても、「合否判定における表面的な不一致等が指摘される」ということはあり得ないことと思われる。 次に、そもそも、総合審査方式として最終的な合否判定を合議で行う入学者選抜審査委員の氏名は、通常、開示請求者のみならず、一般に知り得ることとなるとは思われないが、仮に、これらの者の氏名が一般に明らかになり、当該受験生や法科大学院受験予備校等からの批判があり得るとしても、正当な批判であればこれを嫌忌すべき理由はなく、また、不当な批判であれば、学問研究の自由の下に真理を探究する大学教授等（入学者選抜審査委員）としては、そのような不当な批判に屈することなく毅然とした対応を採れば足りるのであり、このことは、本件対象保有個人情報を不開示とする根拠にはならない。</p> <p>(4) 受験予備校の弊害（答案の画一化）が生ずることについて (略) 当該説明は、次の理由から認められない。 ア 本件は、個人情報保護制度に基づいて本人に対して本人の得点の開示を求めるものであり、請求者を問わない情報公開制度により、受験生の法律科目筆記試験の科目別得点の開示を求める場合</p>

とは異なるのであるから、東京大学が説明するような受験予備校による弊害が、現実感のあるものとして具体的に想定できるのかについては、疑問である。

つまり、東京大学が説明するような事象が発生するためには、

(i) 受験予備校が、多数の受験生から各人が個人情報の開示請求をして得た得点の情報を集め、これを分析すること、そして、

(ii) 受験予備校が「東京大学法科大学院の法律科目筆記試験の採点(評価)傾向は見抜いた」と称し、それにより、当該受験予備校に受験生のほとんどが集まるようになること、さらに、(iii) これらの受験生が、たとえ東京大学がどのような問題を出題しようとも、それに応じて当該受験予備校の指導どおりの答案を書く技能を身につけることになること、その結果、(iv) ほとんどが同一内容の答案となって、当該答案により受験生の優劣がつけられなくなるという事態が生ずることが要件となる。

受験産業が隆盛し、受験予備校間の競争が激しい現在、受験予備校が試験に関する情報の収集に躍起になっており、それに呼応して情報提供を行う受験生も存在すると考えられることからすれば、入学志望者の多い、いわゆる有名大学の法科大学院の入学者選抜に関しては、確かに、本件対象保有個人情報が開示されることになれば、(i) 受験予備校が多く of 受験生から選抜試験の得点の情報を集め、分析しようとするであろうことは、あながち否定できないところであるが、仮にそうであったとしても、(ii) 上記(2)に示したとおり、得点によって単純に合否を判断するものではない総合審査方式による入学者選抜試験の一要素である法律科目筆記試験の対策のために、果たして受験生がどの程度当該受験予備校に実際に通うことになるのか、また、(iii) 仮に大多数の受験生が当該受験予備校に通うとしても、そのほぼ全員が、東京大学が出題するどのような設問に対しても、優劣をつけられないほどの全く画一化した答案を書くような事態が生ずるのか、甚だ疑問であり、結局のところ、東京大学の主張は、受験生本人の得点を本人に限り開示することとは直接の関係を有しない極めて迂遠な主張をしているものであり、そのような東京大学の説明は首肯できない。

イ また、東京大学は、「旧司法試験では、受験予備校の弊害が強かったので新司法試験制度に移行することになったものであり、本件対象保有個人情報を開示すると、旧司法試験の二の舞になる」とも説明する。

そこで、この点について検討すると、旧司法試験の論文式試験の本人への成績通知制度は、当審査会の調査によれば、平成14年1月以降に実施されたものであり、仮に、東京大学が説明するように、旧司法試験の論文式試験の答案が画一化していたとしても、それは平成14年以降に突然画一化したものであるとは考えられず、旧司法試験の論文式試験における答案の画一化は、本人への成績通知とは無関係であったと考えるべきものと思われる。

更に言えば、平成14年1月以降に実施された旧司法試験の論文式試験の本人への成績通知制度においては、科目別の得点その

		<p>ものは通知の対象とされなかったのであり、それにもかかわらず旧司法試験の論文式試験の答えは画一化していたということになるのであるから、およそ、科目別得点の本人への開示と答案の画一化との直接の因果関係は認められず、「本件対象保有個人情報を開示すると、旧司法試験の二の舞になる」との東京大学の主張は、主張の基礎を欠いたものであり、認められない。</p> <p>なお、平成18年度から実施されている新司法試験制度においては、本人からの求めがあれば、合格者・不合格者を問わず論文式試験の科目別得点を本人に通知することとされているが、このことは、東京大学の上記主張が十分な根拠を有しないことの一つの現れであるとみることができる。</p>
14	<p>答申19（独個）1 「本人に係る面接時の録音テープ等の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>面接官の発言部分について、法14条5号柱書きに該当するとしたもの</li> </ul>	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(2) しかしながら、本件対象保有個人情報は、本人に対する面接試験における本人と面接官とのやり取りをそのまま記録したものであって、本人が承知している情報であることから、これを開示しても、情報公開法に基づく開示とは異なり、本人に限って開示するのであるから、宮崎大学が説明する入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。</p> <p>(3) ただし、宮崎大学の行っている医学部入学者を選抜するための本件面接試験は、当時の宮崎大学医学部のホームページに掲載されていた医学科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）によれば、「(ア) 患者の痛みや苦しみを共感できる豊かな人間性を有している人、(イ) 医療人になろうという目的意識を持ち、医学を学ぶために必要な幅広い基礎学力と応用能力を有している人、及び(ウ) 自ら課題を見つけ解決しようとする意欲と行動力を持っている人を選抜するためのもの」であるから、単に知識あるいは学力の到達程度をみるのではなく、宮崎大学医学部が求める資質を受験生が有しているのかどうかを見極める、いわば受験生の人間性を評価するという性格を有しており、受験生の人間性をどう評価・判断するかは、人生経験を積んだ面接官による主観的判断を基本として行わざるを得ないものと思われるところ、本件対象保有個人情報のうち、面接官の発言部分については、これを開示すると、その音声から、氏名が公にされていない面接官の特定が容易になり、面接官が通常許される範囲を超えて不合格の理由を詰問されたり、不合格としたことに対する苦情、批判、いわれのない非難を浴びせられたりするおそれがあることは否定できない。</p> <p>その結果、このような事態が生ずることをおそれ、面接官の任を引き受ける者がいなくなったり、あるいは面接試験を廃止せざるを得なくなったりすることが想定され、そのようなこととなれば、宮崎大学が真に求める人材を選抜することが極めて困難になると考えられる。</p> <p>(4) 上記(2)及び(3)により、本件対象保有個人情報については、異議申立人の発言部分については、法14条5号柱書き及び同号ハの不開示情報に該当せず、開示すべきであるが、面接官の発言部分（音声情報）については、これを開示すると入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号柱書きに該当する</p>



		ものと認められ、不開示が妥当である。
15	<p>答申20（行個）31 「特定日に三田労働基準監督署長が行った本人に係る労災保険給付の不支給決定に係る調査復命書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の労災請求事案について意見書を提出した医師及び労災医員の氏名等について、7号柱書き該当性を認めなかったもの</li> </ul>	<p>2 不開示情報該当性</p> <p>(1) 文書1</p> <p>ア 医師及び労災医員から収集した情報について</p> <p>(イ) 法14条7号該当性</p> <p>医学的な判断を伴う特定の事案について、特定の医師又は労災医員が意見を述べ、それが審査請求人に開示された場合、それと対立する別の意見が出され、当該医師又は労災医員との論争が生じることは考えられないことではない。しかしながら、本件においては、当該医師又は労災医員に対し、その意見をめぐる論争の域を超えて、不法、不当な有形無形の圧力が加えられることが当然に予想されるような事情は特段うかがわれないので、当該医師又は労災医員の氏名等を開示すると、当該医師等が率直な意見を述べることをちゅうちょする等により、労災認定に必要な医学的意見を得られなくなるおそれがあるとまでは認められない。</p> <p>したがって、当該部分は、これを開示しても、労災認定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法14条7号柱書きに該当せず、また、上記（ア）において判断したとおり、同条2号にも該当しないことから、開示すべきである。</p>
16	<p>答申21（行個）96 「新司法試験における本人の労働法の答案及び採点を示す文書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新司法試験における労働法の答案について14条7号柱書の不開示情報に該当するとしたもの</li> </ul>	<p>2 本件対象保有個人情報1について</p> <p>文書1は、異議申立人本人が作成した答案そのものであり、そこに記載された本件対象保有個人情報1は、労働法の設問1及び設問2について本人が記載した解答であって、当審査会が見分したところ、当該解答に対する配点・減点などの採点情報や採点を行った考査委員によるコメントなどの書き込みなどは記載されていないことが認められる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 旧司法試験においては、法解釈上の論点についての答案が数種のパターンに区分できる程に、各受験予備校が受験指導の過程で示した論点ごとの模範答案を暗記し、それを答案として記載するという受験技術の習得に走る受験者が多く、それらの受験者は各法分野について原理的、体系的に知識を習得する努力を怠ることになり、柔軟な応用力を備えない者が合格点を得ることもあったといった弊害が指摘され、そのような批判を踏まえ、法学教育、司法試験及び司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度を整備するという理念に基づく改革の一環として、司法試験制度の改革が行われた。</p> <p>新司法試験の論文式試験の出題においては、設問事例の具体化、詳細化や設問の工夫等により、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適応能力等を判定できるよう対策がなされているところではあるが、法解釈上の論点にかかわる設問は必要であり、新司法試験の考査委員の中からもそのような設問についての答案の画一化を懸念する意見があることは無視できないものと認められる。このような新司法試験を巡る実情は上記のような理念に基づく法曹養成制</p>

		<p>度改革の一環としての新司法試験制度の趣旨を没却することに直結するのみならず、一般に合格ライン付近に多くの受験者が集中する傾向がある中で合否の選別が行われることになるところ、法曹養成制度改革の理念にそぐわない受験技術に偏った指導や模範解答等による答案のパターン化が進めば、近似の答案が増加して、論文式試験による選抜機能が低下し、新司法試験の本来の役割が損なわれるとする諮問庁の主張は、否定し難いところである。</p> <p>受験予備校による再現答案の収集、利用の状況を踏まえると、本件対象保有個人情報1を開示すれば、受験予備校が他の相当数の受験者に働き掛けて、同様の開示請求を行わせるがい然性は極めて大きく、これに応じて開示することとなれば、再現答案に基づく分析よりも実際に試験に提出した答案に基づく分析の方が現実にも即したものであることは否定できないから、当該答案作成者の成績と併せて、高成績を得やすい答案作成の技法等を今までより一層それらしく説明することが可能となる。</p> <p>そして、受験回数が制限される新司法試験においては、このような受験予備校が提示する技法等を安易に受け入れる受験者が多くなり、上記のような法曹養成制度改革の一環としての新司法試験の意義が没却されるおそれや、受験予備校での受験技術に強く影響された画一的な答案が増加し、法曹となるべき資格の有無を適切に評価することが困難になるおそれが生ずるがい然性が高まり、その結果、新司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあると言わざるを得ない。</p> <p>(3) 本件対象保有個人情報1が、評価、コメント等が何も記載されていない自らが作成した答案そのものであることからすると、本来、その作成者本人が利用する範囲であれば、当該本人に対し開示するのが相当であると考えられるところであるが、司法試験においては、個人の権利利益の保護という法の目的を離れて、受験予備校等が働きかけることにより、多数の受験者による開示請求が行われ、その弊害が上記(2)のように予測される状況を踏まえれば、たとえ本人に対する開示であっても、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言わざるを得ない。</p>
17	<p>答申21(行個)102 「本人に係るあっせん概要記録票の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別労働紛争解決促進法に基づくあっせんに係るあっせん概要記録票のうち、あっせんの被申請人が主張した内容について、法14条7号柱書きに該当するとしたもの</li> </ul>	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>諮問庁が不開示とすべきとしている部分は、審査請求人に係るあっせん概要記録票のうち、「あっせんの概要」欄の11行目から15行目までであり、当該部分には、あっせんの被申請人があっせん委員に対して主張した内容が、具体的かつ詳細に記載されている。</p> <p>強制的な手段を持たない個別労働関係紛争のあっせん制度は、もともと当事者間に紛争が生じている中、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促すものであるから、被申請人の主張の内容等が申請人である審査請求人にそのまま明らかにされた場合、被申請人が申請人の反応を考慮して、あっせん委員による意見聴取への協力や、あっせんへの参加そのものをちゅうちょする等により、個別労働関係紛争の解決促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性を否定できない。</p> <p>したがって、当該部分は法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ</p>

		及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
24-37	<p>答申24（行個）151 「本人の労災事故に係る監督復命書の開示請求に関し埼玉労働局が保有する事務処理決定に係る起案文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保有個人情報の開示請求を受けて、保有個人情報該当情報に関する開示・不開示の判断等を行うため、厚生労働省と開示請求を受けた労働局との間でのやりとりの過程に係る文書に記載された情報について、開示することにより、開示請求に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとして、14条7号柱書き該当性を肯定した例</li> </ul>	<p>3 不開示情報該当性について</p> <p>(1) 文書2及び文書3（担当官が作成又は入手した文書）</p> <p>ア これらの文書は、保有個人情報の開示請求を受けて、特定の行政文書ファイルの中から、審査請求人本人の保有個人情報としての該当・非該当及び保有個人情報該当情報に関する開示・不開示の判断を行うため、厚生労働省と開示請求を受けた労働局との間でのやりとりの過程に係る文書である。</p> <p>当審査会において、これらの文書に記載された本件対象保有個人情報を見分したところ、これらの文書は、①本省協議のための処分庁の起案文や本省からの回答のためのファクス送信票等のやりとりに係る文書等、②開示決定通知書の記載内容に関する処分庁の本省協議案やそれに対する本省案等の開示決定通知書に係る文書、③本件対象保有個人情報に関する処分庁の開示・不開示の判断や本省の意見等が直接書き込まれた文書等の具体的な開示情報の判断に係る文書等から構成されており、当該文書に記載された情報は、審査請求人が知り得る情報ではなく、内部的な協議・検討段階の不確定かつ未成熟なものであると認められるので、当該部分（以下のイの部分を除く。）に記載された情報は、開示することにより、開示決定に至る事務手続に対する信頼を失わせる可能性が生じる等、開示請求に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。</p>
25-39	<p>答申25（行個）125 「磐田労働基準監督署長が行った本人に係る療養補償給付等不支給決定に関する文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査請求人以外の第三者からの聴取書について、これを審査請求人が同僚から入手し、承知しているとしても、これが開示されると、今後、被聴取者が労災請求人側又は事業場側の一方に不利になる申述を意図的に忌避するなどとして、14条7号柱書きに該当するとした例</li> </ul>	<p>3 不開示情報該当性について</p> <p>(略)</p> <p>(15) 文書15ないし文書26は審査請求人以外の第三者の聴取書である。</p> <p>ア 文書17、文書18及び文書22ないし文書25について 審査請求人は、意見書において、これらの文書について、同僚が個別に開示請求を行い、審査請求人の手元にあることから、不開示とする理由がないと主張し、これらの文書を資料として添付している。</p> <p>審査請求人が意見書に添付している資料を確認すると、文書17、文書18及び文書22ないし文書25と、同一であると認められる。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 聴取の内容については、上記の理由により入手したものであり、審査請求人が承知している情報であるとしても、聴取書がこのまま開示されると、何らかの手法により入手した聴取書が開示されるということが明らかとなり、被聴取者が労災請求人等からの批判等を恐れ、関係者が認識している事実関係等について直接的な供述を行うことをちゅうちょし、労災請求人側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるこ</p>

		とから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
28-25	<p>答申28（行個）172, 173</p> <p>「本人に係る外来診療録等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊病院において作成される診療録は、患者の人事に関する事項及び部隊等の長を始めとする関係者から聴取した事項等についても記録し、病院関係者間で適切な情報共有を図るものであることから、その一部につき、これを開示すると、今後の自衛隊病院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、法14条7号柱書きに該当するとした例</li> </ul>	<p>2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について</p> <p>(1) 別紙2の番号5以外の不開示維持部分について</p> <p>ア 当審査会において見分したところ、当該不開示維持部分は、①特定自衛隊病院A及びBの病院関係者が部隊等の関係者から異議申立人の状況、人事等についての意見を聴取した結果、②当該病院関係者の異議申立人の診療等に関する意見及び③当該病院関係者等で協議した異議申立人への対応方針等をそれぞれ記載した部分並びに④部隊の関係者が異議申立人の部隊における状況に関して作成した資料であることが認められる。</p> <p>イ 自衛隊病院において作成される診療録について、諮問庁は、自衛隊病院の性質等から、診療に関する事項のほか、患者の人事に関する事項及び部隊等の長を始めとする関係者から聴取した事項等についても記録し、病院関係者間で適切な情報共有を図るものであることから、当該不開示維持部分を開示すると、今後の同種の診療を行う際に、部隊等の長を始めとする関係者からの協力が得られなくなるほか、病院関係者が上記各事項を診療録に記録することをちゅうちょするなどし、今後の病院事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明するところ、自衛隊病院の性質等及び本件不開示維持部分の内容に照らすと、この説明は不自然、不合理とはいえない。</p> <p>したがって、当該不開示維持部分については、これを公にすることにより、今後の自衛隊病院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、法14条7号柱書きに該当し、同条1号、2号及び7号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。</p>
29-27	<p>答申29（行個）122</p> <p>「本人に係る平成20年度弁理士試験口述試験成績の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異議申立人本人の弁理士試験の口述試験成績につき、これを開示すれば、口述試験の試験委員に対する採点結果に対する苦情、批判及びいわれのない誹謗中傷がなされることを恐れて試験委員の辞退者が発生し、それにより委員を確保することが困難になる等、処分庁における適正な弁理士試験の運営及び事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある</li> </ul>	<p>2 本件対象保有個人情報不開示情報該当性について</p> <p>(略)</p> <p>(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。</p> <p>ア 試験委員は、氏名及び担当科目が、弁理士試験施行内容とともに、官報において公告される。</p> <p>イ 口述試験は、各科目最大10分程度を目安とし、それぞれ2名の試験委員により実施される。受験者は各科目の試験室を順次移動して、試問を受ける。試験委員の氏名は、受験者に伝えない。</p> <p>採点基準は、A（良くできている）、B（普通にできている）、C（不十分である）の3段階評価であり、採点は、同室2名の試験委員で協議して決定し、3科目のうちC評価の科目が2科目以上なければ合格となる。</p> <p>ウ 多くの試験委員は、所属する機関のウェブサイト等において、氏名、顔写真、専門分野等を掲載しており、各受験者は、口述試験において対面した記憶と、上記アにより公表された氏名及び担当科目とを照合することで、口述試験を実施した試験委員を容易に特定することができる。</p> <p>したがって、口述試験の科目別の成績を開示することにより、</p>

	<p>ると認められることから、法14条7号柱書きに該当し不開示妥当とした例</p>	<p>各試験委員による採点結果が明らかとなり、その結果、当該試験委員に採点結果に対する質問、苦情及び批判等が寄せられれば、試験委員の自由で公正中立な採点を行うという基本的な姿勢に対し萎縮的な影響を与え、受験者の弁理士としての適格性を総合的に判断するという本来の採点の在り方が損なわれ、さらには受験者からの質問、苦情及び批判等が寄せられることを理由に、試験委員の辞退者が発生する可能性があるなど、当該試験の適正な運営及び事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条7号に該当するとして不開示とした。</p> <p>(3) 諮問庁から「平成20年1月18日付け官報」及び「弁理士試験の具体的実施方法について(平成20年3月21日工業所有権審議会弁理士審査分科会試験部会)」の提示を受けて確認したところ、平成20年度弁理士試験の実施方法及び試験委員名の公表については、諮問庁の上記(2)ア及びイの説明のとおりと認められる。</p> <p>また、当審査会事務局職員をして確認させたところ、試験委員の氏名をインターネットで検索することにより、その所属する機関のウェブサイト等において多くの試験委員の顔写真が掲載されていると認められることから、口述試験を実施した試験委員を容易に特定できる旨の諮問庁の上記(2)ウの説明に不自然、不合理な点はなく、本件対象保有個人情報を開示すると、採点結果に対する質問、苦情及び批判等が寄せられることを理由に、試験委員の辞退者が発生する可能性があり、それにより、試験委員を確保することが困難になる等、特許庁における適正な弁理士試験の運営及び事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当するとして不開示としたことは妥当である。</p>
29-28	<p>答申29(独個)20 「本人が特定期間に受験した定期試験の各科目の答案用紙の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学の定期試験における本人の科目別合計得点につき、16科目中14科目はシラバスにおいて評価基準等を明らかにしている実態を踏まえ、そもそも、評価基準等が明らかになったとしても、諮問庁が説明する支障は生じないと判断するのが合理的として、評価基準等を明らかにしていない2科目の合計得点も、法14条5号柱書き及びハには該当しないとして、</li> </ul>	<p>2 不開示維持部分の不開示情報該当性について (略) (2) 不開示情報該当性について (略) イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。 (ア) 諮問庁は、上記アのとおり、科目の合計得点を開示すると、審査請求人が有する「優・良・可・不可」の情報とあいまって評価基準等が推測され支障が生じる旨説明するが、他方で、審査請求人が開示を求める16科目中14科目については、シラバスにおいて成績評価の際の定期試験合計得点とその他の比率を明示しているため既に評価基準等が明らかにされているとして合計得点を開示し、残り2科目の合計得点については評価基準等が明らかにされていないので、不開示を維持すべきであるとしている。 (イ) このように、相当数の科目において評価基準等を自ら明らかにしている実態があるのであれば、そもそも評価基準等が明らかになったとしても諮問庁が上記ア(ア)で説明する支障は生じないと判断するのが合理的であるところ、仮に、たまたま評価基準等を自ら明らかにしていない2科目については、他の科目とは異なり、評価基準等が明らかになると、諮問庁が上記ア(ア)で説明するような支障が生じる特段の事情があるという</p>

	開示すべきであると判断した例	<p>のであれば、諮問庁は当該特段の事情を具体的に説明すべきであるが、諮問庁の説明からはそのような特段の事情の存在はうかがえない。</p> <p>したがって、不開示維持部分は、法14条5号柱書き及びひに該当するとは認められず、開示すべきである。</p>
30-40	<p>答申30（独個）37</p> <p>「本人による代理援助の報酬に関する決定に係る再審査の申立てに対し受任弁護士が提出した意見書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受任弁護士からの不服申立てにより報酬額が増額変更され、被援助者である審査請求人が再審査を申し立てたことに対する受任弁護士の意見書につき、処分庁の業務方法書に、不服申立てによって原決定を変更するときは利害関係人に不服申立てに対する意見を述べる機会を与えなければならないとされており、当該受任弁護士は審査請求人に当該意見書の記載内容を知られることを承知しているとして、法14条4号及び5号柱書きには該当せず、開示すべきと判断した例</li> </ul>	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(略)</p> <p>(3) 以下、検討する。</p> <p>代理援助事件の受任弁護士の所見・意見の中には、これを開示すると、被援助者からの非難や苦情等を避けるため、受任弁護士が率直な評価に係る意見を記載せず、民事法律扶助審査に十分な資料が提出されないようになり、センターにおいて事案に応じた適正な決定等を行うことが困難になるおそれがあることから、法14条5号柱書きの不開示情報に該当すると判断されるものもある。</p> <p>しかしながら、本件対象保有個人情報、上記(1)のとおり、受任弁護士からの不服申立てにより報酬額が増額変更されたことについて、被援助者である審査請求人が再審査を申し立てたことに対する受任弁護士の意見書であるところ、センターの業務方法書によると、不服申立てによって原決定を変更するときは、利害関係人に不服申立てに対する意見を述べる機会を与えなければならないとされていることからすると、不服申立てをした受任弁護士は、利害関係人である審査請求人に不服申立書の記載内容を知られることを当然承知しているものと認められ、同様に、再審査申立てに対する受任弁護士の意見書の記載内容についても、審査請求人に知られることを承知しているものと認められる。</p> <p>そうすると、本件対象保有個人情報を開示すると、受任弁護士が審査請求人からの非難や苦情等を避けるため、率直な評価に係る意見を記載せず、民事法律扶助審査に十分な資料が提出されないようになり、センターにおいて事案に応じた適正な決定等を行うことが困難になるとは認め難く、また、受任弁護士が民事法律扶助事件の受任を控え、ひいてはセンターの民事法律扶助事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認め難い。</p> <p>したがって、本件対象保有個人情報は、法14条4号及び5号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。</p>
1-32	<p>答申1（行個）17</p> <p>「本人に係る平成29年度税理士試験採点前解答用紙（国税徴収法）等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国税審議会が試験制度全体の仕組みについて検討を行うことが望まれるとしつつ、現時点において、法14条7号柱書き</li> </ul>	<p>2 本件不開示部分の不開示情報該当性について</p> <p>(略)</p> <p>(5) 国家資格試験に関連する情報については、他の多くの国家資格試験にみられるように、これを開示する方向にあり、ひとり税理士試験のみがこれと異なってよいとされるわけではないと思われる。今後、国税審議会が試験制度全体の仕組みについて検討を行うことが望まれるが、少なくとも現時点において、当審査会が諮問庁の主張するおそれはないと断じて、本件不開示部分の開示を認めることは相当ではないと考える。</p> <p>(6) したがって、本件不開示部分を開示することは、現時点では税理士試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めざる</p>

	に該当するとした例	を得ず、法14条7号柱書きに該当するとして、不開示とすることが妥当である。
1-33	<p>答申1（独個）47 「本人のカルテに係る電子カルテシステムアクセスログの不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事件名の保有個人情報を開示すると、附属病院の診療方針に不用な誤解や疑念を抱き、今後の診療業務の適切な遂行に支障を及ぼすとして全部不開示としたことにつき、審査請求人を担当した医師以外の氏名は、当該病院の診療業務の実施体制等を考慮すると、上記説明を否定し難く、法14条5号柱書きに該当するが、審査請求人の担当医師の氏名の外、その余の職制等に係る情報は、上記の支障が生じるとは認められず、開示すべきとした例</li> </ul>	<p>2 本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について（略）</p> <p>(2) 原処分は、本件対象保有個人情報を開示すると、審査請求人自身の想定しない職員からのアクセスがあったという事実や、アクセスの頻度といった表面的な事実のみを捉えて、自身の病態について疑心暗鬼を生じたり、附属病院の診療方針に不用な誤解や疑念を抱いたりするなど、附属病院と審査請求人との間の信頼関係を損ねることにより、診療業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号柱書きに該当するとして不開示とした。これに対し、審査請求人は、患者のために主治医以外も電子カルテを閲覧することや特定の期間にアクセス頻度が高まることを理解したので、不開示とする理由がない等と主張するところ、諮問庁は、審査請求人自身の病態に関して、大学病院である附属病院の診療業務を正確に理解するのは容易ではなく、自身の想定しない職員からのアクセスがあったという事実や、アクセスの頻度といった表面的な事実のみを捉えて、自身の病態について疑心暗鬼を生じたり附属病院の診療方針について不用な誤解や疑念を抱いたりするおそれがないとは認められないとして、原処分維持が適当と説明する。</p> <p>以下、検討する。</p> <p>ア アクセスをした者の氏名について</p> <p>(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に、アクセスをした者の氏名に係る情報を不開示とする理由を改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。</p> <p>a 附属病院における診療業務の体制及び事務実施の手法は、相当程度まで複雑であり、特に24時間体制交替制勤務を行う中で、患者が受診している診療科の医師以外の様々な職種の多くの職員が、患者の電子カルテにアクセスすることになっている。附属病院の医療業務の内実を知り得る立場にない患者が、これらの体制や手法を理解することは相当困難であり、患者が想定し得ない者がアクセスすることはあり得る。</p> <p>b そうした状況の中で、審査請求人の電子カルテにアクセスをした者の氏名を開示すると、審査請求人が想定し得ない者がアクセスを行っていることを知ることで、自身の病態等について疑心暗鬼となり、それらの職員を千葉大学のウェブサイトで公表している情報やネームプレート等で特定し、自身の電子カルテにアクセスをした理由や自らの病態等を問うことが想定される。</p> <p>c 附属病院では、医療を提供するに当たり適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るように取り組んでいるが、主治医等の担当医師以外の者が、患者の病態等を適切に説明することは困難であり、その場合、審査請求人は一層の疑心暗鬼になるおそれがある。</p> <p>d そうすると、附属病院の診療方針について不用な誤解や疑</p>

		<p>念を抱き、今後の附属病院の診療業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。</p> <p>本件対象保有個人情報、大学の附属病院の電子カルテに対するアクセスログであり、当該病院の診療業務の実施体制等を考慮すると、上記諮問庁の説明は否定し難い。しかしながら、審査請求人の診療を担当した医師については、診療する患者の電子カルテにアクセスすることは自然なことであり、当該医師がアクセスしている事実が明らかになっても、患者が疑心暗鬼になることは考え難い。したがって、アクセスをした者の氏名のうち、審査請求人の診療を担当した医師の氏名は、法14条5号柱書きに該当せず、開示すべきであるが、その余のアクセスをした者の氏名は、同号柱書きに該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。</p> <p>イ 職制に係る情報について</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。</p> <p>職制に係る情報については、これを開示しても、アクセスをした者の氏名やどの診療科に所属するかを特定することは困難であると認められ、そうすると、審査請求人が、疑心暗鬼になったり、附属病院の診療方針に不用な誤解や疑念を生じたりすることは想定し難い。したがって、職制に係る情報については、法14条5号柱書きに該当するとは認められないことから、開示すべきである。</p> <p>ウ 操作日時等に係る情報について</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ、検討する。</p> <p>操作日時等に係る情報は、審査請求人の電子カルテにアクセスした日時等に係る情報であり、これを開示したとしても、そのことだけによって、上記(ア)で諮問庁が説明する支障が生じるおそれがあるとは認め難い。したがって、操作日時等に係る情報については、法14条5号柱書きに該当するとは認められないことから、開示すべきである。</p>
--	--	--



## 【法14条7号イ（独法14条5号ハ）関係】

<p>18</p>	<p>答申17（行個）7 「国税専門官採用試験における本人の性格検査に基づく質問参考資料の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性格検査の質問参考資料につき、7号イ該当性を認められたもの</li> </ul>	<p>2 不開示情報該当性について 当審査会において本件対象保有個人情報に記載された「性格検査に基づく質問参考資料（国税）」を見分したところ、「傾向の有無」等の検査結果をチェックする欄には、性格検査の結果が、特定の尺度ごとに、それぞれの傾向について、「あり」又は「顕著にあり」等の欄にチェックマークを付すことによって示されている。 また、本件性格検査と同様の性格検査は、国家公務員採用I種試験等の他の公務員試験等においても採用されていることが認められる。 当該検査結果が開示されれば、受験者が性格検査の結果として判定された「傾向の有無」と自らの質問項目に対する回答内容との照合を行うことにより、質問項目と性格検査の結果との関係が推測される可能性がある。その推測した内容を分析すれば、その推測が妥当であるか否かにかかわらず、性格検査における回答の方向性が今後の同種の試験の受験者に示唆されることとなるため、当該受験者自身や当該受験者からその推測した内容を伝え聞いた他の受験者にある種の回答傾向が生じてしまう可能性があり、性格検査の実効性が阻害され、公務員試験等に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあると考えられる。 したがって、当該不開示部分は、法14条7号イの不開示情報に該当すると認められ、不開示とすることが相当である。</p>
<p>19</p>	<p>答申18（行個）12 「札幌国税局資料調査課が実施した本人に係る税務調査に関係する記録及び関係書類の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査経過の報告を受けた復命書等について、7号イ該当性を認められたもの</li> <li>調査着手時に保有していた資料情報について、7号柱書き及び同号イによる存否応答拒否を認められたもの</li> </ul>	<p>2 本件対象保有個人情報1の不開示情報該当性について（略） 税務調査は、国税当局の判断により適時に実施されるものであり、事業を営む個人や法人に対する税務調査については、通常、1回限りのものではなく、特に非違が認められた納税者の場合には、相当期間経過後に再度税務調査が行われることも十分に想定されるものである。 以上のことからすれば、本件対象保有個人情報1のような情報を当該納税者本人に開示した場合には、当該納税者においては、自らの事業や経営内容等に対する国税当局の認識の程度、国税当局が同人を当該税務調査の対象に選定した理由、国税当局が行った調査の方法、国税当局が非違を発見するに至った端緒並びに当該納税者の取引先等に対する反面調査をも含めた当該税務調査の対象範囲、深度及び経過など、国税当局が把握する自らに関する情報を詳細に知り得ることとなるのは明らかである。その結果、当該納税者が今後の自らに対する税務調査（再調査）への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図ったりすることが可能となるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められ、このことは本件においても同様である。 したがって、本件対象保有個人情報1は、法14条7号イの不開示情報に該当することから、その全部を不開示とすることが相当である。</p> <p>3 本件対象保有個人情報2の存否応答拒否の妥当性について (2) 存否応答拒否の妥当性について</p>

		<p>諮問庁は、「国税当局が審査請求人に関する資料情報を調査着手時に保有していた事実の有無を明らかにした場合には、国税当局が特定の納税者に関してどの程度の情報を把握しているか、あるいは国税当局が何に着眼して調査対象者の選定を行っているか、といった税務調査の手の内を示す結果を生じさせることになる」旨説明する。</p> <p>(略)</p> <p>上記のとおり、資料情報は、納税者の申告内容が適正かどうかを審査するための重要な手掛かりであり、主に調査対象者の選定に活用されるものであることからすれば、国税当局が、申告内容の適否の審査を行う対象者本人に対して、その者に関する資料情報を保有しているか否かを答えることは、審査の材料を持っているかどうかという手の内を明かす結果となるものである。特に、国税当局が特定の納税者に係る資料情報を保有していない場合において、当該納税者本人にその旨を答えた場合には、当該納税者においては、国税当局が自らの特定の取引等を把握していないことを知り、当該取引等に係る所得を申告対象から除外したり、その状態を継続したりするなど、税額計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能となることは否定できない。また、調査対象に選定された者に対して、その者に係る資料情報の保有の有無を答えることは、国税当局がその者に関してどの程度の情報を把握しているか、あるいは国税当局が申告書等のみに着目してその者を調査対象者として選定したのか、その他の情報を基に選定したのかといった税務調査の手の内を推察させることになり、その結果、その者においては、今後の自らに対する税務調査（再調査）への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図ったりすることが可能となるものと認められる。</p> <p>このことは、本件においても同様であり、本件税務調査の着手時における資料情報の保有の有無を答えることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。</p> <p>加えて、上記のとおり、資料情報が申告納税制度の下で国税当局が適正・公平な課税を実現する上で不可欠な役割を担っていることを考慮すれば、本件対象保有個人情報2のような納税者本人に係る資料情報の存否に関する情報について、逐一、開示請求に応じて答えていくとした場合には、税務調査の手の内が明らかになることにより、資料情報制度そのものの実効性を損わせ、ひいては税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。</p> <p>したがって、本件対象保有個人情報2の存否を答えるだけで、法14条7号柱書き及び同号イの不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。</p>
○	<p>[参考答申]</p> <p>答申18（独個）1</p> <p>「東京大学前期日程入学試験理科一類における本人の答案用紙の一部開示決定に関する</p>	<p>整理番号12の答申参照</p>

	件」  ・ 答案用紙に記載された問題ごとの素点について、個別法14条5号柱書き及び同号ハ該当性を認めたもの	
○	[参考答申] 答申18（独個）6 「法科大学院入学試験の法律科目試験における本人に係る各科目の点数等の不開示決定に関する件」  ・ 本人の得点について、法14条5号ハ及び同号柱書きに該当しないとしたもの	整理番号13の答申参照
○	[参考答申] 答申19（行個）112 「平成17年度に本人が行った申告に関し、特定労働基準監督署が交付した行政指導文書の控の不開示決定に関する件」  ・ 本人が自身の労働条件に係る事業場の法違反について申告したことに基づき監督署が臨検監督し交付した行政指導文書に関し、法違反の条項について法14条3号イ、5号及び7号イ該当性を否定し、開示すべきとしたもの	整理番号8の答申参照
○	[再掲] 答申25（行個）85 「本人が被災した労働災害に係る災害調査復命書等の一部開示決定に関する件」  ・ 災害調査復命書に添付された事業場の作業現場等の写真について、当該事業場に勤務していた審査請求人には知り得る情報であることなどから、14条3号イ及び7号イに該当しないと	整理番号25-38の答申参照

	した例	
○	<p>[再掲]            答申 29 (独個) 20            「本人が特定期間に受験した定期試験の各科目の答案用紙の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学の定期試験における本人の科目別合計得点につき、16科目中14科目はシラバスにおいて評価基準等を明らかにしている実態を踏まえ、そもそも、評価基準等が明らかになったとしても、諮問庁が説明する支障は生じないと判断するのが合理的として、評価基準等を明らかにしていない2科目の合計得点も、法14条5号柱書き及びハには該当しないとして、開示すべきであると判断した例</li> </ul>	<p>整理番号29-28の答申参照</p>

## 【法14条7号ロ（独法14条5号二）関係】

<p>20</p>	<p>答申20（行個）3</p> <p>「本人からの当事者照会に関し法務局が特定弁護士と打ち合わせた内容等が分かる電話聴取書等の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訴訟が確定した特定個人の民事裁判に係る当事者照会について相談打合せした内容が分かる「電話聴取書」等の一部（聴取年月日及び聴取内容の要旨）について、法14条7号ロ該当性を認めたもの</li> </ul>	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(1) 文書の表題及び文書中の各項目名について</p> <p>文書の表題及び文書中の各項目名を開示し、これによって電話聴取書の枚数が明らかになったとしても、全体として何回の検討・打合せが行われたかは明らかとはならないと認められる。そして、電話聴取書は、訴訟手続を前提とはするが、訴訟手続そのものではない当事者照会の手続におけるものであり、また、諮問庁から当事者照会書の提示を受けたところ、その照会事項は、限定されたものであると認められるので、文書の表題及び各項目名を開示することによって訴訟手続全体に対する行政機関側の取組姿勢等が具体的に明らかとなるとは言えない。</p> <p>したがって、法14条7号ロ及び6号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。</p> <p>(2) 聴取年月日について</p> <p>当事者照会書は、その回答期限が1週間以内とされていることからすると、聴取年月日を開示すると回答期限との関係で行政機関側の取組姿勢等が明らかになり、国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、法14条7号ロに該当するので、不開示としたことは妥当である。</p> <p>(3) 相手方氏名等について</p> <p>電話聴取書の相手方欄に記載されているのは、本件当事者照会の回答案作成につき大阪法務局との打合せに対応する大阪大学の事務窓口あるいは弁護士の氏名であると認められる。</p> <p>まず、事務窓口については、これがどの部門であるかが分かったとしても、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。そして、同欄に記載されている氏名については、当事者照会に対する回答書において、被告指定代理人の一人として記載されている者であることが認められる。</p> <p>次に、電話聴取書の相手方欄に記載されている弁護士の氏名は、当事者照会に対する回答書において被告訴訟代理人として記載されているところ、本件は、弁護士選任事件であるので、当該弁護士の氏名が分かったとしても、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>したがって、法14条7号ロ及び同条6号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。</p> <p>(4) 聴取者氏名等について</p> <p>当該訴訟の当事者であった者が、自己についての保有個人情報の開示を求めているものであって、当該訴訟を大阪法務局訟務部が担当していたことは明らかであり、当事者照会書には国の指定代理人として大阪法務局訟務部の特定部門が記載されていることからすると、特定部門名を開示したとしても、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>また、聴取者の氏名については、当事者照会に対する回答書にお</p>
-----------	---	---

		<p>いて、被告指定代理人の一人として記載されていることが認められる。</p> <p>したがって、法14条7号ロ及び同条6号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。</p> <p>(5) 事件名について 事件名を開示すると電話聴取書の枚数が分かることとなるところ、上記(1)のとおり、電話聴取書の枚数が分かっても検討・打合せの頻度や当該訴訟に対する行政機関内部の取組姿勢等が具体的に明らかになるとは言えないことからすると、事件名は、法14条7号ロ及び同条6号の不開示情報に該当しないと認められる。したがって、開示すべきである。</p> <p>(6) 聴取内容の要旨 不開示部分には、訴訟当事者の手の内情報に当たる当事者照会に対する対処方針が協議されていると認められるので、これを開示することにより、国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、法14条7号ロに該当するので、不開示としたことは妥当である。</p>
21	<p>答申21(行個)2 「裁判書類一式(課内:厚生労働省との打合せ文書を含む)の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経過報告の内容の一部につき、国の訴訟対応方針等に係る検討・協議に支障を来たす問うのおそれがないとして、法14条7号ロに該当せず、部分開示すべきとした事例</li> </ul>	<p>2 本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について</p> <p>(2) 文書8について</p> <p>(ア) 文書8は、法務省大臣官房訟務部門並びに各法務局訟務部及び地方法務局訟務部門の担当者が当該訴訟の期日における訴訟活動の内容や状況等を上司等に報告するために作成した経過報告であり、処分庁は、様式及び契印を除く報告局、発送年月日、担当別、法務省主管課、事件の表示、相手方氏名、今回期日(期日、手続の別、結果及び裁判官名)、出頭者(法務局、行政庁及び相手方の氏名)、次回期日、添付書類の名称、次回の予定及び経過要旨を不開示としていることが認められる。</p> <p>上記不開示部分の不開示情報該当性について検討すると、不開示部分のうち、発送年月日、添付書類の名称、次回の予定及び経過要旨については、訴訟の一方当事者である国の訴訟対応方針等に係る検討、協議における率直な意見等が記載されており、これを開示すると、経過報告に本来記載すべき報告事項を記載することを控えることにもなり、その結果、訟務部局内部において、上司等の関係者に報告すべき事項が適切に報告されず、上司等の関係者が各事件の経過を的確に把握することができなくなるため、訟務部局内部における検討・協議に支障を来したり、上司から各事件担当者に対し、訴訟対応についての的確な指示がされなくなるおそれがあると認められることから、法14条7号ロに該当し、不開示が妥当である。</p> <p>(イ) しかし、上記のように不開示を妥当とした部分を除く不開示部分のうち、事件の表示、相手方氏名、今回期日(期日、手続の別、結果及び裁判官名)、出頭者(法務局、行政庁及び相手方の氏名)及び次回期日は、本件開示請求が、審査請求人自身の特定裁判所における特定事件番号の事件の裁判書類に係るものであって、当該事件の裁判手続によりその内容が審査請求人に明らかになって</p>

		<p>いることから、当然、審査請求人が知り得る情報であり、「手の内情報」とは言えず、これらを開示しても、訟務部局内部における検討・協議に支障を来したり、上司から各事件担当者に対し、訴訟対応についての的確な指示がされなくなるおそれ又は国等の訴訟対応方針について一方的な評価や誤解を招くおそれがあるとまでは認められないので、法14条7号ロ及び6号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。</p> <p>また、報告局、担当別及び法務省主管課については、文書1及び文書12において、経過報告でいう「報告局」、「担当別」及び「法務省主管課」の各欄に記載された事項と同一の事項が開示されており、審査請求人が知り得る情報であることから、本件については、当該不開示部分を開示しても、訟務部局内部における検討・協議に支障を来したり、上司から各事件担当者に対し、訴訟対応についての的確な指示がされなくなるおそれ又は国等の訴訟対応方針について一方的な評価や誤解を招くおそれがあるとまでは認められないので、法14条7号ロ及び6号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。</p>
--	--	--

## 【法14条7号二（独法14条5号へ）関係】

22	<p>答申18（独個）2 「本人が岐阜大学に提出した能力評価表（自己評価表）の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>能力評価表につき，独個法14条5号へ該当性を認めたもの</li></ul>	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>ウ 不開示情報該当性</p> <p>岐阜大学が平成16年9月に実施した能力評価制度（自己評価制度）は，上記諮問庁の理由説明書，口頭説明及び試行対象の各職員あて実施通知文書からみて，平成17年4月に予定していた新人事評価制度の本格実施に先立ち，その円滑・有効な運用の確保等を目的として試行的に実施したものと認められるが，平成17年度から実施されている制度とは異なり，評価結果を被評価者（本人）にフィードバックすることは全く想定しておらず，各職員もそのように受け止めていたと思われ，また，このことから，一次評価者も自身が記載した評価内容が被評価者（本人）に開示されることは想定せずに記載・表現していると考えられる。</p> <p>このため，当該部分を本人に開示すると，結果として職場全体の業務遂行に影響が及ぶとともに，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明は，合理的なものとする。</p> <p>したがって，当該部分は，法14条5号へに該当し，不開示とすることが相当である。</p>
----	--	--



## 【法14条7号ホ関係】

23	<p>答申18（行個）6</p> <p>「本人に係る広島大学病院に対しての指導と返還等の指示事項等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>大学病院が行政指導を受けたという事実の有無を示すことは7号ホの不開示情報には該当せず、その内容を開示しても、大学病院の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないとしたもの</li></ul>	<p>3 不開示情報該当性について</p> <p>(略)</p> <p>当審査会において見分したところ、「指示事項」には、広島社会保険事務局が審査請求人に係る広島大学病院の施設基準（診療報酬）の算定誤りを指摘し、返還手続の実施を求めた旨が記載されているものと認められる。</p> <p>諮問庁は、広島大学病院が行政指導を受けたことを明らかにすることは、当該医療機関の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法14条7号ホに該当すると説明する。</p> <p>しかしながら、上記2で判断したとおり広島大学病院が行政指導を受けたという情報は、法14条7号ホの不開示情報に該当するとは認められない。また、本件対象保有個人情報、広島社会保険事務局が審査請求人からカルテ等の情報提供を受け広島大学病院について確認調査を行い、施設基準（診療報酬）の算定誤りについて指示を行ったことに関するものであり、広島社会保険事務局が審査請求人の保険請求の内容に限って調査を行い、当該病院に返還手続の実施を求めていることからすれば、本件対象保有個人情報を審査請求人に開示したとしても、広島大学病院の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>したがって、本件対象保有個人情報は、法14条7号ホの不開示情報に該当するとは認められず、開示すべきである。</p>
----	--	---

## 【法15条2項関係】

24	<p>答申19（行個）90 「特定連帯納付義務者に係る特定日の「支払決議書（送金）」の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 支払決議書の記載のうち不開示とされた部分について、開示請求者以外の特定個人の住所及び氏名については、原処分において開示するとされていることから、法15条2項による部分開示の余地はなく、その全部を不開示とすることが相当としたもの</li></ul>	<p>3 本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について</p> <p>諮問庁は、本件支払決議書の住所、氏名及び充当等金額欄の部分には、開示請求者以外の特定の個人に関する情報が記載されているため、当該情報は原則不開示であるが、開示請求者である審査請求人あてに送付した「還付金充当等通知書」において、既に開示請求者が承知している情報であるという特殊な事情から、原処分では当該部分を開示していると説明する。</p> <p>本件支払決議書の記載内容及び諮問庁の説明から、原処分において不開示とされた別紙に掲げる部分は、開示するとされている氏名等と併せて、全体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められる。また、当該情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されているものとは言えないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しないため、同号の不開示情報に該当すると認められる。</p> <p>次に、法15条2項に基づく部分開示について検討すると、特定の個人を識別することができる記述の部分に当たる開示請求者以外の特定個人の住所及び氏名については、開示請求者である審査請求人は既に承知しており、原処分において開示するとされていることから、別紙に掲げる部分については、法15条2項による部分開示の余地はない。</p> <p>したがって、本件対象保有個人情報のうち、別紙に掲げる部分は、法14条2号の不開示情報に該当することから、その全部を不開示とすることが相当である。</p>
----	---	--